

## 河川法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 河川保全区域における行為の許可
- 手続根拠 : ・河川法第55条第1項  
・河川法施行規則第30条
- 手続対象者 : 河川保全区域内において土地の形状を変更する行為又は  
工作物の新築又は改築等を行おうとする者
- 提出時期 : 土地の形状変更等を行おうとする時
- 提出方法 : 河川法施行規則第30条に定める申請書及び添付図書を  
作成し、当該河川保全区域を管理する地方整備局等の事  
務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 河川法施行規則第15条又は第16条に記載する図書  
河川法施行規則別表第二に掲げる部数の写し
- 申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第八の(甲)及び(乙の4)又  
は(乙の5)の様式
- 記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道  
府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先・相談窓口 :

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 北海道開発局建設部建設行政課 | 011-709-2311 (内線5349) |
| 東北地方整備局河川部水政課  | 022-225-2171 (内線3566) |
| 関東地方整備局河川部水政課  | 048-601-3151 (内線3566) |
| 北陸地方整備局河川部水政課  | 025-233-5469 (内線3566) |
| 中部地方整備局河川部水政課  | 052-953-8119 (内線3566) |
| 近畿地方整備局河川部水政課  | 06-942-1141 (内線3566)  |
| 中国地方整備局河川部水政課  | 082-227-1066 (内線3566) |
| 四国地方整備局河川部水政課  | 087-851-8061 (内線3566) |
| 九州地方整備局河川部水政課  | 092-476-3450 (内線3566) |

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 上記問い合わせ先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策  
定等について(平成6年9月30日建設省河政発52号)

- ・堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（平成6年5月31日建設省河治発第40号建設省河川局治水課長通達）

標準処理期間： 3ヶ月

不服申立方法： 行政不服審査法の規定による。